

令和6年度「外来医療等の影響評価に係る調査」にかかるFAQ

ID	大項目	項目	質問	回答	掲載日
1	外来EFファイル	【医学管理料等に包括される診療項目の扱い】	調査実施説明資料の【医学管理料等に包括される診療項目の扱い】の説明で記載されている【対象医学管理料等】でB001-3が旧名称になっている。	<p>以下のように修正する。</p> <p>【対象医学管理料等】                      B001-15 慢性維持透析患者外来医学管理料                      B001-2 小児科外来診療料(1日につき)                      B001-2-9 地域包括診療料(月1回)                      B001-2-10 認知症地域包括診療料(月1回)                      B001-2-11 小児かかりつけ診療料(1日につき)                      B001-3 生活習慣病管理料(I)                      B001-3-3 生活習慣病管理料(II)                      B001-4 手術前医学管理料                      C002 在宅時医学総合管理料(月1回)                      C002-2 施設入居時等医学総合管理料(月1回)                      C003 在宅がん医療総合診療料(1日につき)</p>	12/13
2	外来様式1ファイル	RCD0001 受診の状況/リハビリテーションが必要となった主病 ペイロード番号3 上限日数を迎えた年月日	標準的算定日数を超えていた場合に、標準的算定日数内の期間と同様に所定点数を算定できる患者においても、標準的算定日数を超えている場合は年月日を入力するのか。	そのとおり。	12/13
3	外来EFファイル	調査実施説明資料 4. 留意すべき診療行為の取扱い	2024年10月から施行された「長期収載品の選定療養」について、外来EFファイルへの出力の仕方はどのように行うか。	長期収載品を選定療養として処方した場合(患者が希望した場合は、請求体系と同様に新規に明示されるレセプト電算処理システム用コードが「670」始まりの「(選)00」のコードを出力することを基本原則とする。	12/13